

「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付について

標記のことについて、下記のとおり送付いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 送付書類

- (1) 令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 ※

※ 令和3年中の支給年金額の増額により令和4年分から源泉徴収の対象となる方及び令和3年分の扶養親族等申告書を未提出の方には、あらかじめ扶養親族等申告書の表面の1の「変更有」欄に斜線を印字した様式を送付いたします。

- (2) 令和4年分公的年金等の扶養親族等申告書の手引き

- (3) 返信用封筒

2 送付対象となる方

退職または老齢を給付事由とする年金を受給されている方のうち、令和4年の公的年金等の収入見込額が次に該当される方

- (1) 65歳未満の方…年金の支給額が108万円以上の方

- (2) 65歳以上…年金の支給額が80万円以上の方

(ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上)

3 送付日

令和3年10月1日（金）から順次発送

4 提出期限

令和3年10月29日（金）

担当：給付課調査係

電話：03-3261-9846

令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

この申告書を提出される方は、令和3年中の申告内容と比較して変更無または変更有のどちらかに ☒ をつけてください。

変更無に該当する方

前年に提出した申告書と比較して変更がない方は、 **1**「変更無」に ☒ をつけ、 **2** を記入してください（その他の項目は、記入の必要がありません）。

変更有に該当する方

- 以下に該当する方は、 **1**「変更有」に ☒ をつけてください。
- 1 婚姻、就職、死亡等により扶養親族等の状況に変更がある方
 - 2 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
 - 3 控除対象となる配偶者が令和4年中に70歳になる方（ただし、受給者本人の令和4年中の年間所得見積額が900万円以下の方に限ります。）
 - 4 扶養親族等が令和4年中に16歳、19歳、23歳又は70歳になる方
 - 5 控除対象となる配偶者・扶養親族等が国外に居住している方
 - 6 前回提出までに、控除対象となる配偶者・扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入されなかった方または記入された個人番号（マイナンバー）に変更が生じた方

※ 「変更有」に該当する方は、変更箇所だけでなく、裏面も含め、申告するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出期限は、 令和 年 月 日 です。

令和4年分扶養親族等申告書在中

※裏面もご覧ください。

問合わせ先

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル

地方職員共済組合 年金部給付課

☎（03）3261－9846

ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。 令和 年 月 日 地方職員共済組合

年金証書記号番号

114

8594

麹町税務署長
該当市区町村長 殿

(申告書の提出先)
支払者の所在地
支払者の法人番号

支払者 地方職員共済組合
東京都千代田区平河町2-4-9
2700150001147

提出期限
令和 年 月 日

令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

1

変更無

☒

変更有

☐

扶養の親内族

令和3年

令和4年

この欄は記入しないでください。

2

氏名

住所

TEL () -

男

生年月日

明・大・昭 年 月 日

配偶者

有無

有・無

代筆者

氏名等

(続柄)

年間所得見積額

900万円以下・900万円を上回る

3

本人障害

区分

1 特別障害

2 普通障害

手帳の種類

1 身体障害者

2 精神障害者

3 その他

等級

交付年月日・内容

4

寡婦控除

寡婦等

ひとり親控除

事由

1 死亡

2 離婚

3 生死不明

4 婚姻歴無

年間所得見積額

500万円以下・500万円を上回る

生計を一にする子

氏名及び年間所得見積額

氏名

年間所得見積額

万円

5

氏名

続柄

生年月日

住所

所得の種類・金額

区分

手帳の種類

等級

障害の状況

交付年月日・内容

源泉控除対象配偶者等

夫・妻

明大昭平

1 同居

所得なし

2 別居(国内)

年金 万円

3 別居(国外)

給与・その他 万円

1 特別障害

1 身体障害者

2 普通障害

2 精神障害者

3 その他

3 精神障害者

3 その他

控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)

特老

明大昭平令

1 同居

所得なし

2 別居(国内)

年金 万円

3 別居(国外)

給与・その他 万円

1 特別障害

1 身体障害者

2 普通障害

2 精神障害者

3 その他

3 精神障害者

3 その他

特老

明大昭平令

1 同居

所得なし

2 別居(国内)

年金 万円

3 別居(国外)

給与・その他 万円

1 特別障害

1 身体障害者

2 普通障害

2 精神障害者

3 その他

3 精神障害者

3 その他

特老

明大昭平令

1 同居

所得なし

2 別居(国内)

年金 万円

3 別居(国外)

給与・その他 万円

1 特別障害

1 身体障害者

2 普通障害

2 精神障害者

3 その他

3 精神障害者

3 その他

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

6 摘要欄（①別居の扶養親族等 または ②他の所得者が控除を受ける扶養親族等）

裏面もご覧ください。

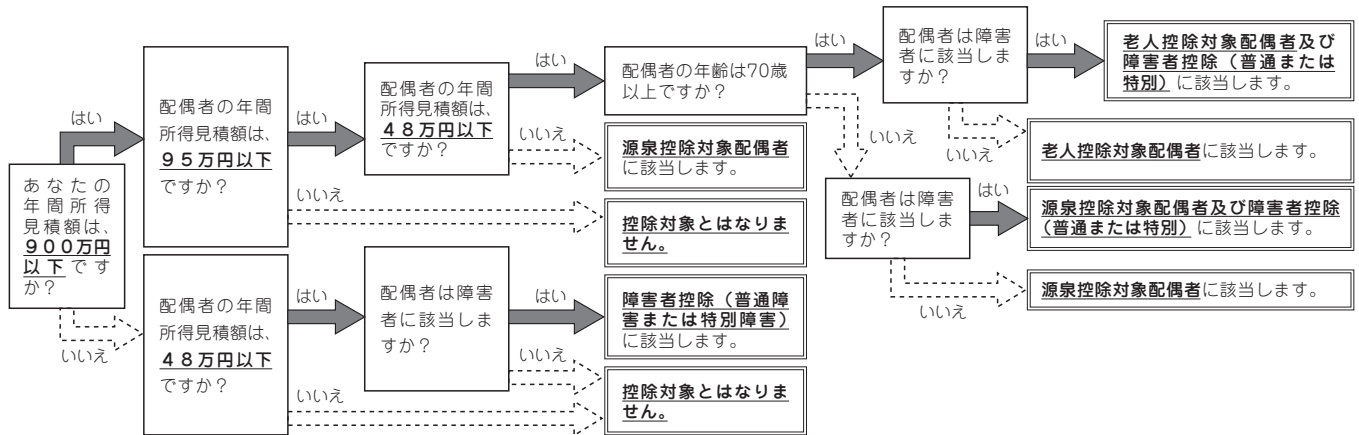
令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

この申告書は、あなたの年金を支給するときの所得税の計算に必要となりますので、同封の「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」（以下「手引き」といいます。）をよくお読みいただき、年金の支給額から基礎的控除の他に人的控除（障害者控除、寡婦（ひとり親）控除、配偶者控除及び扶養控除等）を受けることを希望される方は、必要事項を記入のうえ、当共済組合に提出期限までに到着するように提出してください。

なお、申告書を提出されない場合は、年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%を源泉徴収し、年金をお支払いすることになります。

控除対象となる配偶者の要件の変更について

控除対象となる配偶者の要件は下図のとおりとなりましたので、配偶者の方が控除対象に該当する（または該当しない）ことをよく確認のうえ、申告書を記入してください。



7 令和4年分に係る個人番号（マイナンバー・12桁）記載欄（※「変更有」に該当する方のみ記入してください。）

控除対象となる配偶者・扶養親族・16歳未満の扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）を新たに申告される方は、令和3年分の当該扶養親族等の氏名、続柄、扶養区分、生年月日、住所区分及び個人番号を記入してください。なお、前回提出までに個人番号を申告している方は扶養親族等の「氏名（漢字）」欄に氏名が印字され、「個人番号（マイナンバー・12桁）」欄は「*****申告済*****」と表示されています。

個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、この欄が空欄となっている扶養親族等がいる方は、個人番号を記入のうえ、1の「変更有」に「/」を記入し、申告するすべての事項を記入してください。

また、印字されている扶養親族等に変更がある場合、すでに申告している個人番号に変更がある場合、また印字されている扶養親族等を申告されない場合は、変更等のある欄を二重線で取り消したうえ、1の「変更有」に「/」を記入し、申告するすべての事項を記入してください。

区分	氏 名(漢字)	続 柄	扶 養 区 分	生 年 月 日	住 所 区 分	個人番号（マイナンバー・12桁）											
源泉控除対象配偶者等		1 配偶者	1 源泉控除対象配偶者等（老人控除対象配偶者を含みます）	明 大 昭 平	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)												
控除対象扶養親族等		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)												
		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)												
		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)												
		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)												

扶養親族等申告書に関してよくあるご質問とその回答

ここで切り取らないでください。

Q 1 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出の必要はありますか。

A 1 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更がなくとも、お支払する年金から人的控除を受けようとする場合は表面11の変更無に斜線を引いていただき、ご提出していただく必要があります。

同封の「手引き」をよくご参照いただき、ご提出してください。

Q 2 私は障害、寡婦及びひとり親に該当せず、扶養親族等がいませんが、提出の必要はありますか。

A 2 提出する必要はありません。

単身で障害、寡婦及びひとり親の控除を受けない方の場合は、扶養親族等申告書の提出の有無に関わらず、源泉徴収税額が同額となるため、提出する必要はございません。

Q 3 会社に勤めていますが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A 3 会社等に勤務されており、勤務先に「令和4年分給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、当組合にも申告書を提出されますと二重に人的控除を受けることとなるため、確定申告で二重控除による追加徴収を避けたい場合は、この申告書を提出する必要はありません。

なお、この申告書をご提出されない場合も、年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%の所得税を源泉徴収することとなりますので、確定申告で所得税の精算を行ってください。

なお、その他のよくあるご質問とその回答は、地方職員共済組合のホームページ（<https://www.chikyosai.or.jp>）に掲載しておりますので、ご参考としてください。

令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

この申告書を提出される方は、次のいずれかに該当されるため、あらかじめ変更無に ☒、変更有に ☒ がついているものを送付しています。

- 1 令和4年の公的年金等の収入見込額が次に該当する方
(1)65歳未満…年金の支給額が108万円以上の方
(2)65歳以上…年金の支給額が 80万円以上の方
(ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上)
- 2 令和3年分の申告書を提出されていない方

令和4年分扶養親族等申告書在中

※裏面もご覧ください。

問い合わせ先

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル

地方職員共済組合 年金部給付課

☎(03)3261-9846

「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の
提出期限は、 令和 年 月 日です。

ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。 令和 年 月 日 地方職員共済組合

年金証書記号番号

1 8594 14

麹町 税務署長 該当市区町村長 殿

(申告書の提出先) 支払者 地方職員共済組合
支払者の所在地 東京都千代田区平河町2-4-9
支払者の法人番号 2700150001147

提出期限
令和 年 月 日

令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

1 変更無 ☒ 変更有 ☒

扶養の親内族	寡婦(ひとり親)	本障害特別	人障害普通	源泉控除対象等	特定	老人	16歳未満	一般	障害特別	障害普通	配偶者有無
令和3年											
令和4年											

2 氏名 住所 TEL () - 年間所得見積額 900万円以下・900万円を上回る

3 区分 手帳の種類 等級 交付年月日・内容

4 寡婦控除 寡婦等 ひとり親控除 事由異動年月 1死亡 2離婚 3生死不明 4婚姻歴無 年間所得見積額 500万円以下・500万円を上回る 生計を一にする子及び年間所得見積額 氏名 年間所得見積額 万円

5 氏名 続柄 生年月日 住所 所得の種類・金額 区分 手帳の種類 等級 障害の状況 交付年月日・内容

源泉控除対象配偶者等	老	夫・妻	明大昭平	1同居	所得なし	1特別障害	1身体障害者		
				2別居(国内)	年金 万円	2普通障害	2精神障害者		
				3別居(国外)	給与・その他 万円	3その他	3その他		
控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)	特老		明大昭平 令	1同居	所得なし	1特別障害	1身体障害者		
				2別居(国内)	年金 万円	2普通障害	2精神障害者		
				3別居(国外)	給与・その他 万円	3その他	3その他		
	特老		明大昭平 令	1同居	所得なし	1特別障害	1身体障害者		
				2別居(国内)	年金 万円	2普通障害	2精神障害者		
				3別居(国外)	給与・その他 万円	3その他	3その他		

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

6 摘要欄 (①別居の扶養親族等 または ②他の所得者が控除を受ける扶養親族等)

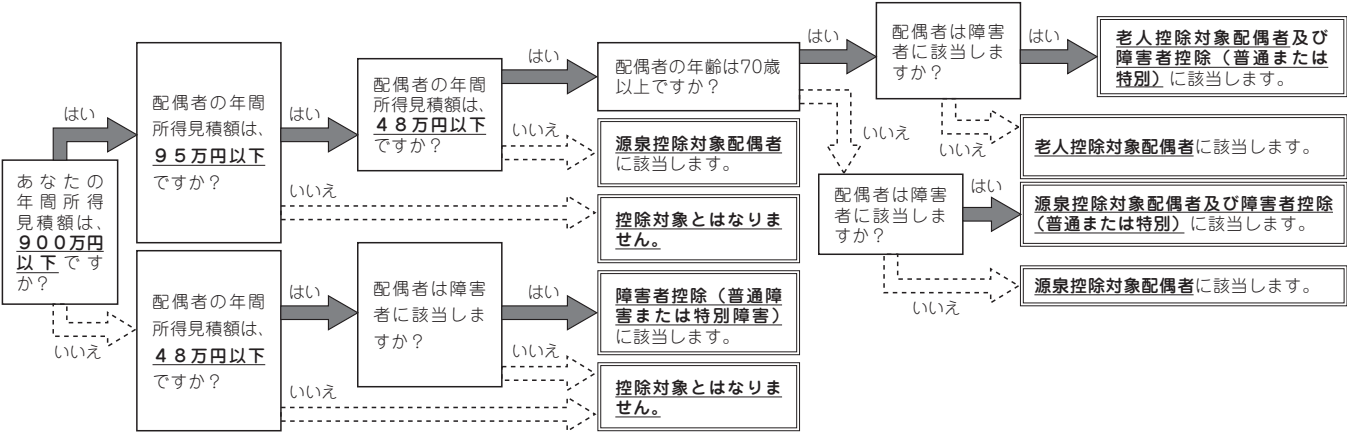
裏面もご覧ください。

この申告書は、あなたの年金を支給するときの所得税の計算に必要となりますので、同封の「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」（以下「手引き」といいます。）をよくお読みいただき、年金の支給額から基礎的控除の他に人的控除（障害者控除、寡婦（ひとり親）控除、配偶者控除及び扶養控除等）を受けることを希望される方は、必要事項を記入のうえ、当共済組合に提出期限までに到着するように提出してください。

なお、申告書を提出されない場合は、年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%を源泉徴収し、年金をお支払いすることになります。

控除対象となる配偶者の要件の変更について

控除対象となる配偶者の要件は下図のとおりとなりましたので、配偶者の方が控除対象に該当する（または該当しない）ことをよく確認のうえ、申告書を記入してください。



7 令和4年分に係る個人番号（マイナンバー・12桁）記載欄（※「変更有」に該当する方のみ記入してください。）

控除対象となる配偶者・扶養親族・16歳未満の扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）を新たに申告される方は、令和3年分の当該扶養親族等の氏名、続柄、扶養区分、生年月日、住所区分及び個人番号を記入してください。なお、前回提出までに個人番号を申告している方は扶養親族等の「氏名（漢字）」欄に氏名が印字され、「個人番号（マイナンバー・12桁）」欄は「****申告済****」と表示されています。

個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、この欄が空欄となっている扶養親族等がいる方は、個人番号を記入のうえ、1の「変更有」に「／」を記入し、申告するすべての事項を記入してください。

また、印字されている扶養親族等に変更がある場合、すでに申告している個人番号に変更がある場合、また印字されている扶養親族等を申告されない場合は、変更等のある欄を二重線で取り消したうえ、1の「変更有」に「／」を記入し、申告するすべての事項を記入してください。

区分	氏 名(漢字)	続 柄	扶 養 区 分	生 年 月 日	住 所 区 分	個人番号（マイナンバー・12桁）											
源泉控除対象配偶者等		1 配偶者	1 源泉控除対象配偶者等（老人控除対象配偶者を含みます）	明 大 昭 平 . .	1 同居 2 別居（国内） 3 別居（国外）												
控除対象扶養親族等		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令 . .	1 同居 2 別居（国内） 3 別居（国外）												
		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令 . .	1 同居 2 別居（国内） 3 別居（国外）												
		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令 . .	1 同居 2 別居（国内） 3 別居（国外）												
		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族（16歳以上） 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 令 . .	1 同居 2 別居（国内） 3 別居（国外）												

扶養親族等申告書に関してよくあるご質問とその回答 ここで切り取らないでください。

- Q 1 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出の必要はありますか。
A 1 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更がなくとも、お支払する年金から人的控除を受けようとする場合は表面11の変更無に斜線を引いていただき、ご提出していただく必要があります。
同封の「手引き」をよくご参照いただき、ご提出してください。
- Q 2 私は障害、寡婦及びひとり親に該当せず、扶養親族等がいませんが、提出の必要はありますか。
A 2 提出する必要はありません。
単身で障害、寡婦及びひとり親の控除を受けない方は、扶養親族等申告書の提出の有無に関わらず、源泉徴収税額が同額となるため、提出する必要はございません。
- Q 3 会社に勤めていますが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。
A 3 会社等に勤務されており、勤務先に「令和4年分給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、当組合にも申告書を提出されますと二重に人的控除を受けることとなるため、確定申告で二重控除による追加徴収を避けたい場合は、この申告書を提出する必要はありません。
なお、この申告書をご提出されない場合も、年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%の所得税を源泉徴収することとなりますので、確定申告で所得税の精算を行ってください。

なお、その他のよくあるご質問とその回答は、地方職員共済組合のホームページ（<https://www.chikyosai.or.jp>）に掲載しておりますので、ご参考としてください。

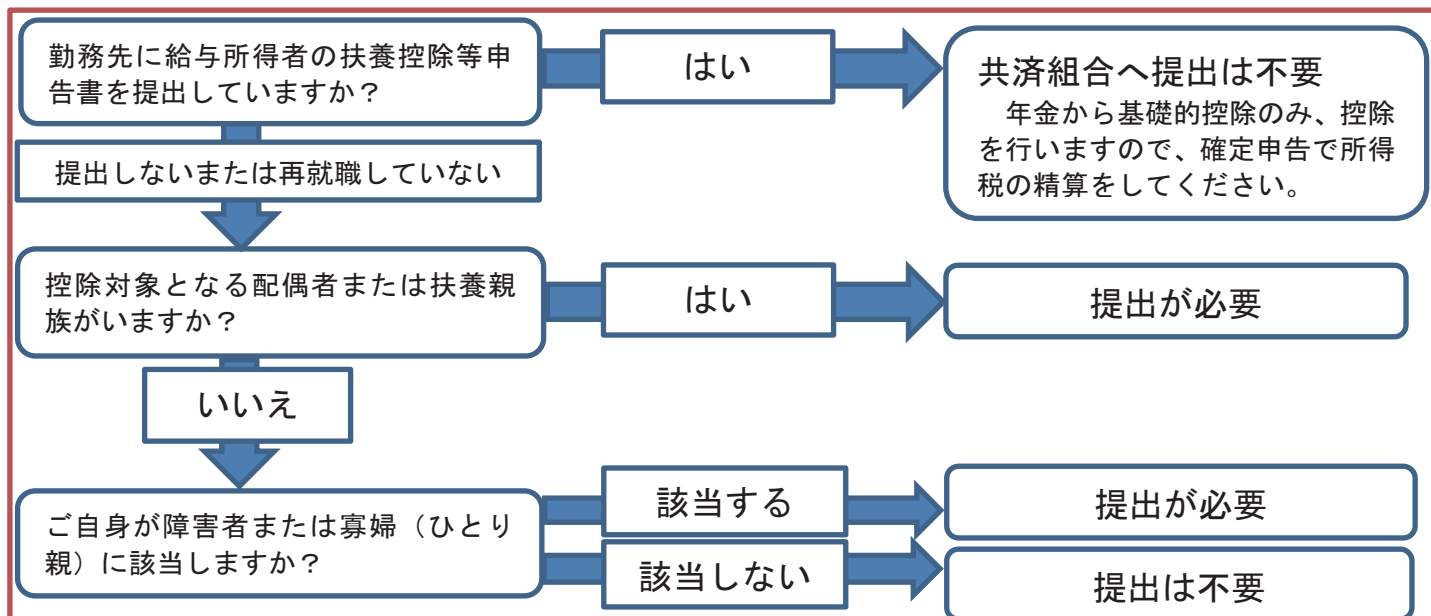
「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合 年金部 給付課 ☎(03)3261-9846

この手引きは、「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）の記入方法を説明したものです。

○ 扶養親族等申告書を提出すると、当組合から支払う年金の所得税を計算する際に、該当する控除を受けられます。

※ 下記の表のとおり、提出不要となる場合があります。



提出が必要な場合、この手引きをお読みいただき、扶養親族等申告書の1欄の「変更無」もしくは「変更有」に斜線を記入したうえで必要事項を記入し、提出してください。

※ 扶養親族等申告書を当共済組合へ提出されない場合でも、年金の支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%が源泉徴収されます。

※ 前年から扶養親族の内容に変更がない場合でも、前年と同様の申告内容に基づいた年金からの各種控除（扶養控除等）を受ける場合には、この扶養親族等申告書の提出が必要です。

1 注 意 事 項

(1) 扶養親族の所得の種類・金額は必ず記入してください。

税法上の扶養親族は、その所得金額によって該当するか判断します。正しく記載いただかないと、正しい扶養控除を行うことができません。ご自身で必ず所得金額を計算してください。

また、所得とは、手取りの金額とは異なります。必ず公的年金等控除や給与所得控除を行ったうえで、所得の金額を算出してください（各種控除の計算については7頁を参照してください。）。

(2) 「変更有」に印をつけた場合は、変更後の内容を含めたすべての事項をご記入ください。

当組合では、変更されたい内容だけを記入されても、それが変更後の内容なのか判断できません。変更がある場合には、変更後の内容を含めたすべての該当事項をこの申告書にご記入ください。

申告書に記載された内容をもとに扶養控除の登録を行います。漏れがある場合には正しい扶養控除を行うことができませんので、ご注意ください。

(3) 所得税の計算方法などの詳細については、当組合ホームページの「令和4年分扶養親族等申告書についてのQ&A」に掲載しておりますので、ご確認ください。

※ 住所の変更は「変更有」には該当しません。

2 扶養親族等申告書（令和4年分）の記入方法

令和4年分の扶養親族等申告書は、令和3年分の申告内容と比べて、「変更がない」方と「変更がある」方で記入方法が異なります。

扶養親族等申告書の「扶養親族等の内訳」欄（「1 変更無・変更有」欄の下）に令和3年分の申告内容を表示していますので、変更の有無を確認のうえ、記入してください。

■はじめに、令和3年分の申告内容を確認します■

「扶養親族等の内訳」欄は、令和3年分の扶養親族等申告書の申告を印字しています。下表を参考に、令和3年分の申告内容を確認してください。該当がない場合には、「0」が印字されています。

初めて申告書の用紙を送付する方、または、令和3年分の申告をしていない方は、すべて、「*」が印字されています。

令和4年に変更がある場合は、印字されている数字を訂正するのではなく、裏面も含めて、申告する全ての事項を記入のうえ、提出してください。

扶養親族等の内訳	寡婦（ひとり親）	本障害		源泉控除対象配偶者等	特定	老人	16歳未満	一般	障害			配偶者有無
		特別	普通						特別		普通	
									同居	別居		
令和3年	ア	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ク	ケ	コ

以下の方には、扶養親族等申告書の用紙を送付していません。

※ 公的年金の収入見込額が次の額の方

- ・65歳未満の方の場合は108万円未満
 - ・65歳以上の方の場合は80万円未満
- （ただし、退職年金等の受給者は158万円未満）

＜表示された数値の説明＞

寡婦（ひとり親）欄	㊦	寡婦に該当する場合「1」、ひとり親に該当する場合「4」 ※この数字は人数ではありません。
本人障害欄	㊦	受給者本人が障害者であれば「特別」「普通」のどちらかに「1」
源泉控除対象配偶者等欄	㊦	源泉控除対象配偶者等がいれば「1」 ※この数字は人数ではありません。 その配偶者が70歳以上で所得が48万円以下であれば「2」（老人控除対象配偶者です）
特定欄	㊦	控除対象扶養親族のうち「19歳以上23歳未満」の方がいればその「人数」
老人欄	㊦	配偶者を除く控除対象扶養親族のうち「70歳以上」の方がいればその「人数」 ※配偶者が70歳以上でも、ここに数字は入りません。
16歳未満欄	㊦	16歳未満の扶養親族がいればその「人数」
一般欄	㊦	「特定」、「老人」以外の控除対象扶養親族の方がいればその「人数」
障害欄	㊦	「特別」…配偶者および扶養親族の中に特別障害者がいれば、「同居」「別居」に区別してその「人数」
	㊦	「普通」…配偶者および扶養親族の中に普通障害者がいればその「人数」
配偶者有無欄	㊦	配偶者がいれば「1」

■記入にあたっての注意事項です■

- ◆ 扶養親族等申告書は、機械処理しますので、黒のボールペンで記入してください。
- ◆ 記入した内容を訂正する場合、訂正印の押印は不要です。

1 令和4年分の申告内容が令和3年分から変更がない方は、「変更無」に「/」を記入してください。
 変更がある方（初めて申告される方等は、「※」をご参照ください。）は、「変更有」に「/」を記入してください。
 なお、令和3年分の申告内容の確認は、前頁をご参照ください。

該当欄へのマークは、
 ① 図のように右上から
 左下へ斜線を引いて
 ください。
 ② 図のように、左上から右下へ
 斜線を引いてください。

※ 初めて申告される方・令和3年分の申告をしていない方

扶養親族等申告書を初めて申告される方、または、令和3年分の申告をしていない方は、**1**の「変更有・変更無」欄は、あらかじめ斜線（「変更無」に「×」印、「変更有」に斜線）を印字しておりますので、記入する必要はありません。

年金証書記号番号 65944800123456		QRコード	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 支庁 千代田区 支庁の法人番号 2700150001147		提出期限 令和3年10月29日
1 変更無 ☒ 変更有 ☐		2 氏名 年金 太郎 性別 男 生年月日 25年11月3日 配偶者 有無 有・無 住所 東京都千代田区平河町2-4-9 TEL (03) 3261-9849			
3 本人障害 1 特別障害 2 普通障害		障害の種類・金額 1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他			
4 寡婦等 寡婦等 ひとり親除 事由及び異動年月 1 死亡 2 離婚 3 生死不明 4 婚姻歴無		年間所得見積額 500万円以下 500万円を上回る 生計を一にする子の氏名及び年間所得見積額 氏名 年間所得見積額 万円			
5 源泉控除対象配偶者等 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)		障害の状況 区分 手帳の種類 等級 交付年月日・内容 1 特別障害 1 身体障害者 2 普通障害 2 精神障害者 3 その他 3 その他			
●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。					
6 摘要欄 (①別居の扶養親族等 または ②他の所得者が控除を受ける扶養親族等)					

2 「氏名」、「配偶者有無」、「住所」および「電話番号」を記入してください。
 「年間所得見積額」は、受給者本人の令和4年中の年間所得見積額について、「900万円以下」または「900万円を上回る」のいずれか該当する箇所を○で囲んでください。
 「代筆者氏名等」は、扶養親族等申告書を代筆する方の「氏名」および「続柄」を記入してください。

○ 「変更無」に該当する方

1と**2**を記入したら終了です。扶養親族等申告書を返信用封筒に入れ、切手を貼り郵送してください（返信用封筒は、同封されているものをご使用ください。）。

注意点・・・以下に該当する方は、「変更無」に該当いたしません。「変更有」でご提出ください。

- 1 控除対象となる配偶者の年間所得見積額が次のとおり変更することとなる方**
 - 令和3年の控除対象となる配偶者の年間所得見積額が「48万円以下」であった方が、令和4年の年間所得見積額が「48万円超かつ95万円以下」または「95万円超」となる方
 - 令和3年の控除対象となる配偶者の年間所得見積額が「48万円超かつ95万円以下」であった方が、令和4年の年間所得見積額が「48万円以下」または「95万円超」となる方
 - 令和3年の控除対象となる配偶者の年間所得見積額が「95万円超」であった方が、令和4年の年間所得見積額が「48万円以下」または「48万円超かつ95万円以下」となる方
- 2 控除対象となる配偶者・扶養親族の年齢が令和4年中に70歳、23歳、19歳、16歳となる方**
- 3 控除対象となる配偶者や扶養親族が国外に居住している方**
 受給者本人と生計を同じくする親族であることを確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。
 - 戸籍の附票の写しその他国または地方公共団体が発行した書類で、その方が受給者の親族であることを証するものおよびその方の旅券の写し

- ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その方が受給者の親族であることを証するもの（その方の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限る。）
- 4 前回の提出までに、控除対象となる配偶者・扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入されなかった方または記入した個人番号（マイナンバー）に変更が生じた方

○ 「変更有」に該当する方

1と**2**を記入してください。

次に、**3**～**7**の項目を確認し、申告すべきすべての事項（変更がない項目も含みます。）を記入してください（該当がない項目は空欄にしてください。記入は不要です。）。

3 「本人障害」欄の記入

受給者本人が障害者控除に該当する方は記入してください。

「区分」および「手帳の種類」は、該当する箇所を○で囲み、「等級」および「交付年月日・内容」を記入してください。

3	区 分	手帳の種類	等級	交付年月日・内容
本人障害	1 特別障害	1 身体障害者 2 精神障害者	3	平成24年7月22日 肢体不自由（下肢）
	2 普通障害	3 その他		

※ 介護保険法による要介護認定だけでは、障害者控除の適用は受けられません。

障害者控除の説明

受給者本人または受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和4年中の年間所得見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除く。）や扶養親族（**5**「源泉控除対象配偶者等・控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄）で、下表のいずれかの障害の状態に該当する方は、障害者控除を受けることができます。

- ◆ **介護保険法による要介護認定を受けている方でも、下表に該当しない方は、障害者控除の適用は受けられません**（介護保険法で定められている要介護認定の等級とは直接関係ありません。）。
- ◆ 被爆者健康手帳の交付を受けているだけでは、下表⑥に該当しません。
- ◆ 下表⑧に該当する場合は、扶養親族等申告書の「交付年月日・内容」の欄に「障害者控除の認定」と記入してください。
- ◆ **提出する際、障害程度を示す証明書の添付は必要ありません。**

障 害 の 内 容	区 分	
	特 別 障 害	普 通 障 害
① 精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）	該当するすべての方	
② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	重度と判定された方	中度、軽度と判定された方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が1級の方	左の障害の程度以外の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が1級または2級の方	3級から6級までの方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方	左の障害の程度以外の方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	該当するすべての方	
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）	該当するすべての方	
⑧ 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和33年1月1日以前の生まれの方）で市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から①②④に準ずる障害があると認定されている方	①、②または④の特別障害者と同等程度の障害がある方	左の障害の程度以外の方

※1 精神上の障害のため、物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にある方のことをいいます。扶養親族等申告書に記入の際は、「交付年月日・内容」の欄に「精神障害」と記入してください。

※2 引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排泄等をすることができない程度のあると認められる方のことです。扶養親族等申告書に記入の際は、「交付年月日・内容」の欄に「寝たきり」と記入してください。

4 「寡婦等」欄の記入

4	寡婦等	寡婦控除 ひとり親控除	事由 及び 異動年月	1 死亡 2 離婚 平成29年 3月 1日	3 生死不明 4 婚姻歴無	年間所得 見積額	500万円以下 500万円を上回る	生計を一に する子の 氏名及び年間 所得見積額	氏名 共済 太郎	年間所得見積額 0 万円
---	-----	----------------	------------------	-----------------------------	------------------	-------------	----------------------	----------------------------------	-------------	--------------------

「寡婦等」および「年間所得見積額」は、該当する箇所を○で囲んでください。また、「事由及び異動年月」は、該当する箇所を○で囲み、1、2、3を選んだ場合、下の余白に死亡年月日、離婚年月日または行方不明年月日を記入してください。

なお、「生計を一にする子の氏名及び年間所得見積額」は、生計を一にする子がいる場合に、その子の氏名および年間所得見積額を記入してください（扶養親族に該当する場合は、生計を一にする子として記入する必要はありません。）。

寡婦控除およびひとり親控除の説明

- 『寡婦』とは受給者本人で、以下の方をいいます。
 - (1) 次のいずれかに該当する方で、扶養親族（子以外）のある方
 - ①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - ②夫の生死が明らかでない方
 - (2) 次のいずれかに該当する方で、扶養親族のいない方
 - ①夫と死別した後、婚姻していない方
 - ②夫の生死が明らかでない方
- 『ひとり親』とは受給者本人が、以下の方のうち、生計を一にする子又は扶養親族である子がいる方をいいます。
 - ①配偶者と死別・離婚後、婚姻していない方
 - ②婚姻歴のない方
 - ③配偶者の生死が明らかでない方

※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となります。

※ 「生計を一にする子」とは、扶養親族には該当しないが、同一生計にある子のことです。具体的には、年間所得見積額が48万円以下の青色事業専従者等が該当します。

○受給者が女性の場合

配偶関係		死亡（行方不明）		離婚		未婚のひとり親		
年間所得見積額		～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	
扶養親族	有	子	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除	—
		子以外	寡婦控除	—	寡婦控除	—	—	—
	無	生計を一に する子あり	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除	—
		生計を一に する子なし	寡婦控除	—	—	—	—	—

○受給者が男性の場合

配偶関係		死亡（行方不明）		離婚		未婚のひとり親	
年間所得見積額		～500万円	500万円～	～500万	500万円～	～500万円	500万円～
扶養親族	有	子	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除
		子以外	—	—	—	—	—
	無	生計を一に する子あり	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除	—	ひとり親 控除
		生計を一に する子なし	—	—	—	—	—

5 「源泉控除対象配偶者等・控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄の記入

源泉控除対象配偶者、老人控除対象配偶者または障害者控除のみ適用となる配偶者（以下「控除対象となる配偶者」といいます。）や控除対象扶養親族（16歳以上）、扶養親族（16歳未満）の「氏名」、「続柄」、「生年月日」、「住所」等を記入または該当する箇所を○で囲んでください。

なお、控除対象となる配偶者が老人控除対象配偶者に該当する方は、「氏名」の「老」を○で囲んでいただき、扶養親族が特定扶養親族（19歳から22歳まで）に該当する方は、「氏名」の「特」を、老人扶養親族（70歳以上）に該当する方は、「老」をそれぞれ○で囲んでください。

※ 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とはなりませんが、障害者に該当する場合は、障害者控除の対象となります。また、地方税法による住民税の非課税限度額を計算する際に使用されます。

5	氏名	続柄	生年月日	住所	所得の種類・金額	障害の状況			
						区分	手帳の種類	等級	交付年月日・内容
源泉控除対象配偶者等	共済 花子	夫・妻	明大昭平 25.2.3	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	所得なし	1 特別障害 2 普通障害	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他		
					年金 30 万円				
					給与・その他 10 万円				

控除対象となる配偶者が老人控除対象配偶者である方は、「老」を○で囲んでください。

控除対象となる配偶者や扶養親族が障害者控除の対象である方は、該当する「区分」および「手帳の種類」を○で囲み、「等級」および「交付年月日・内容」を記入してください。
なお、要介護認定だけでは適用は受けられません。

控除対象 扶養親族 (16歳以上) または 扶養親族 (16歳未満)	特	共済 一郎	子	明 大 昭 平 令	1 同居	所得なし	1 特別障害	1 身体障害者	3	平成27年4月10日 肢体不自由(下肢)
	老			12.3.3	2 別居(国内)	年金 万円	2 普通障害	2 精神障害者		
					3 別居(国外)	給与・その他 万円		3 その他		
	特	共済 二郎	子	明 大 昭 平 令	1 同居	所得なし	1 特別障害	1 身体障害者		
	老			20.7.6	2 別居(国内)	年金 万円	2 普通障害	2 精神障害者		
					3 別居(国外)	給与・その他 万円		3 その他		

令和4年12月31日時点で19歳から22歳の方は、「特」を○で囲み、70歳以上の方は、「老」を○で囲んでください。特定扶養親族または老人扶養親族に該当します。

控除対象となる配偶者、扶養親族の説明

(1) 源泉控除対象配偶者等

受給者本人（年間所得見積額が900万円以下）と生計を同じくする配偶者（青色事業専従者等を除く。）で、令和4年中の年間所得見積額が95万円以下の方をいいます。

(2) 老人控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の方で、令和4年中の年間所得見積額が48万円以下の方をいいます。

(3) 控除対象扶養親族

受給者と生計を同じくする16歳以上の親族（配偶者、青色事業専従者等を除く。）、児童福祉法の規定により都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または老人福祉法の規定により市町村長から養護を委託された老人（いわゆる養護老人）で、令和4年中の年間所得見積額が48万円以下の方をいいます。

(4) 老人扶養親族

(3)のうち、年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）をいいます。

(5) 特定扶養親族

(3)のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成12年1月2日から平成16年1月1日までの生まれ）の方をいいます。

※ 年齢はすべて令和4年12月31日時点のものです。

※ 対象となる方が年の途中でお亡くなりになられても、その年は控除が受けられます。

※ 年間所得見積額の説明は、下記「年間所得見積額の説明」をご参照ください。

※ 受給者本人と生計を同じくする障害者に該当する配偶者（青色事業専従者等を除く。）で、上記(1)または(2)に該当されない方のうち、受給者本人の年間所得見積額が900万円を上回り、かつ、配偶者の年間所得見積額が48万円以下である方は、障害者控除のみ適用を受けることができます（この手引きにおいて「障害者控除のみ適用を受ける配偶者」といいます。）。

次のとおり、該当する箇所を○で囲み、所得額（手取りの金額ではありません。7頁で計算した金額）を記入してください。

所得の種類	「所得の種類・金額」欄の記入方法	
所得がない場合	「所得なし」を○で囲む	
年金のみ	「年金」を○で囲む	年金の年間所得見積額をそのまま記入
給与のみ	「給与」を○で囲む	給与の年間所得見積額をそのまま記入
年金と給与の場合	「年金」・「給与」の2か所を○で囲む	年金と給与それぞれの所得見積額を計算し、それぞれの箇所に所得見積額を記入
その他の所得の場合	「その他」を○で囲む	所得見積額を記入

所得なし
年金 万円
給与・その他 万円
所得なし
年金 30 万円
給与・その他 万円
所得なし
年金 30 万円
給与・その他 10 万円

扶養親族の所得金額を計算してみてください（マイナスの時は0です。）。↓申告書の所得見積額に記入

その年に受け取る年金額

7頁の表で計算した **B** の額

年金の所得見積額

円

—

円

=

万円

その年に受け取る給与金額

7頁の表で計算した **D** の額

給与の所得見積額

円

—

円

=

万円

年間所得見積額の説明

令和4年中の年間所得見積額は、令和4年中（令和4年1月1日から12月31日まで）に得られるであろう所得（年額）から計算します。主な年間所得見積額の計算方法は次のとおりです。

なお、**障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。**

所得の種類	年間所得見積額（非課税所得は含みません）		
雑所得	①公的年金等の場合 収入金額－公的年金等控除額 次の式で計算してください。		
	受給者の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額（B）
	65歳以上 （昭和33年1月1日以前生まれ）	330万円以下	110万円
		330万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27\text{万円}5\text{千円}$
		410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68\text{万円}5\text{千円}$
	65歳未満 （昭和33年1月2日以後生まれ）	130万円以下	60万円
		130万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27\text{万円}5\text{千円}$
		410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68\text{万円}5\text{千円}$
②公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費			
給与所得	収入金額－給与所得控除額 次の式で計算してください。		
	給与の収入金額（C）		給与所得控除額（D）
	162万5千円以下		55万円
	162万5千円超180万円以下		$(C) \times 40\% - 10\text{万円}$
	180万円超360万円以下		$(C) \times 30\% + 8\text{万円}$
	360万円超660万円以下		$(C) \times 20\% + 44\text{万円}$
	660万円超850万円以下		$(C) \times 10\% + 110\text{万円}$
	850万円超		195万円
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子		
不動産所得	総収入金額－必要経費		
事業所得	総収入金額－必要経費		
退職手当	①特定役員退職手当以外の場合（収入金額－退職所得控除額）×1/2		
	②特定役員退職手当の場合 収入金額－退職所得控除額		

※ 「公的年金等」とは、共済年金、国民年金、厚生年金保険、恩給などです。

※ 「公的年金等以外」とは、個人年金保険、企業年金、郵便年金などです。

※ 必要経費とは、支払った保険料のことをいいます。必要経費の計算は保険によって異なります。

※ 公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

※ 詳しくは、お近くの税務署へお尋ねください。

6 摘要欄の記入

6 摘要欄（①別居の扶養親族等 または ②他の所得者が控除を受ける扶養親族等）

①共済 一郎 東京都〇〇

②共済 一子、子、平成5年7月3日、東京都××、共済 一男、兄、同居

下記に該当する場合は「摘要」欄に以下の内容を記入してください。

① 国内に別居している扶養親族がいる場合

- ・ 当該扶養親族等の「氏名」および「住所」

② 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合

- ・ 他の所得者の扶養親族である扶養親族の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所
- ・ 上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、住所（同居もしくは別居）

※ 生計を同じくする者のなかで、2人以上の所得者がいる方は、扶養親族等をどちらの所得者の控除対象扶養親族とするのか選択することになります。

7 令和4年分に係る個人番号（マイナンバー・12桁）欄の記入

区分	氏名(漢字)	続柄	扶養区分	生年月日	住所区分	個人番号(マイナンバー・12桁)											
源泉 控除 対象 配偶者 等	共済 花子	1 配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (老人控除対象配偶者を含みます)	明 大 昭 平	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	*	*	*	*	申	告	済	*	*	*	*	*
控除 対象 扶養親 族等	共済 一郎	2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明 大 昭 平 12.3.3	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

扶養親族等申告書を提出される方のうち、扶養親族等を申告される方は、その方の個人番号を受給者本人が確認のうえ、「氏名」、「続柄」、「扶養区分」、「生年月日」、「住所区分」および「個人番号」を記入してください（扶養親族等の申告をしない方は、記入の必要はありません。）。

前回の提出までに扶養親族等の個人番号を申告している方は、氏名(漢字)欄に氏名が印字され、個人番号欄は「*****申告済*****」と表示されています。個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、この欄が空欄となっている扶養親族等がいる方は、個人番号を記入のうえ、1の「変更有」に「/」を記入し、申告するすべての事項を記入してください。

また、印字されている扶養親族等に変更がある場合、既に申告している個人番号に変更がある場合または印字されている扶養親族等を申告されない場合は、変更等のある欄を二重線で取り消したうえ、1の「変更有」に「/」を記入し、表面の申告するすべての事項を記入してください。

※ 令和3年3月以降に、扶養親族等の個人番号を記入した扶養親族等申告書を提出された方は、今回送付した令和4年分の扶養親族等申告書に氏名等が印字されませんので、再度マイナンバー等の申告をお願いします。

※ この扶養親族等申告書でこの度初めてマイナンバーを申告される方は、令和5年1月（それ以前にマイナンバーを既に申告されている方については、令和4年1月）にお送りする源泉徴収票の扶養親族欄にお名前が載ります。

※ この扶養親族等申告書には、控除対象となる方の個人番号カードの写し等を添付する必要はありません。

今回ご提出いただいた個人番号は、法令で認められた範囲で次の事務に利用し、厳重に保管・管理を行い、また個人番号の保管・管理が不要となった際は、法令に基づき、適切に廃棄いたします。

なお、地方職員共済組合では、**電話やメールなどで個人番号をお聞きすることはありません。**

〔個人番号を利用する目的〕

- ① 所得税法に基づき年金の支払者が行う源泉徴収票作成・届出事務
- ② 地方税法に基づき年金の支払者が行う公的年金等支払報告書作成・届出事務

1～7の記入を確認したら終了です。扶養親族等申告書を返信用封筒に入れ、切手を貼り郵送してください（返信用封筒は、同封されているものをご使用してください。）。

扶養親族等申告書の提出に伴う業務につきましては、地方職員共済組合が求める特定個人情報等を取り扱うための安全管理措置（入退室管理装置設置、インターネットへの接続禁止等）が講じられ、プライバシーマークおよびISO/IEC27001を取得している会社（株式会社ニューコン 東京都荒川区東日暮里5-41-12）に、業務の一部を委託しております。

同封しております黄色の返信用封筒のあて先は次のとおりとなっていますが、当共済組合が業務の一部を委託した会社であり、また、年金受給者の皆様からご提出いただく扶養親族等申告書は、当共済組合の監督の下、厳重に管理し、個人情報保護に万全を期してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

こちらの委託先では、扶養親族等申告書の内容についてのお問い合わせは受け付けられませんので、内容についてのお問い合わせは、03-3261-9846の「地方職員共済組合年金部給付課」にお願いします。

提出先	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5-41-12 地下1階 ニューコン株式会社 情報サービス事業部 内 地方職員共済組合 年金部 給付課調査係 行
-----	--

- 封筒に糊付けする際に、糊が用紙にくっついてしまうと、開封の際に用紙を破損してしまうことがありますので、**糊付けしすぎないようにしてください。**
- 委託先へ**速達での返送はしないようにしてください。**
- 申告書は**ミシン目で切り離して、ミシン目より下の部分のみ提出してください。**

84円分の
切手を貼っ
てください。

1	1	6	0	0	1	4
---	---	---	---	---	---	---

ニューコン株式会社 情報サービス事業部内

地方職員共済組合
年金部
給付課調査係
行

【地方職員共済組合 業務委託先】

扶養親族等申告書在中

9

9 5 7 8